

三郷市小規模工事請負指名希望者登録申請をされるかたへ

三郷市小規模工事請負指名希望者登録制度とは

この制度は、三郷市建設工事請負等入札参加者の資格等に関する規程に基づく資格審査（いわゆる入札参加登録）を受けていないかたでも、三郷市が発注する修繕の契約のうち「小額で内容が軽易な契約（５０万円以下）」を希望するかたを登録し、積極的に指名業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会を拡大することを目的としています。

登録できるかた

下記の①または②に該当するかたで、入札参加登録をしていないかた。（適法の範囲内で、希望業種の建設業許可の有無・経営規模・従業員数は問いません）

- ① 市内に本店等（主たる事務所または事業所）を有するかたで、市内で建設業を営んでいるかた
- ② 市内に主たる事務所または事業所を有する個人事業者で、市内で建設業を営んでいるかた

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は自ら施工（履行）できる業種を登録してください。

登録できないかた

- （１） 入札に係る契約を締結する能力を有しないかた、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないかた、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げるかた
- （２） 三郷市建設工事請負等入札参加者の資格等に関する規程に基づく資格者名簿に登載されているかた（いわゆる入札参加登録者）のうち、建設工事で登載されているかた
- （３） 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しないかた
- （４） 市税に滞納があるかた

登録申請の受付

- （１） 受付期間 随時
- （２） 申請方法 ①送付（郵便・信書便）
②持参（三郷市役所５階契約課窓口にて受付）
※①・②のいずれかの方法で下記の書類をご提出ください。

- （３） 提出書類 ①申請書（様式第１号）
②返信用封筒（切手を貼付し、返信先宛名を記入したもの）

※申請書と封筒をご提出いただいた後、登録が完了次第「三郷市小規模工事請負指名希望者登録票（様式第３号）」をお送りします。

- （４） 提出先（送付先） 〒３４１－８５０１

埼玉県三郷市花和田６４８番地１ 三郷市役所 契約課 あて

有効期間

令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

登録すると

三郷市小規模工事請負指名希望者登録簿に登録し、業者選定の対象となります。ただし、名簿に登録しても指名や契約を約束するものではありません。また、契約制度の透明性を図るため一般にも公開します。

なお、届出事項に変更があった場合は、『変更届（様式第4号）』を速やかに提出してください。登録自体を取り下げる場合は、『中止・廃止・抹消届（様式第5号）』を速やかに提出してください。

指名されたら

原則として、複数の業者との見積合わせにより、最低価格の見積書を提出したかたと契約することになります。なお、見積りに指名されても、都合により辞退することは自由です。辞退する場合は、必ず連絡（電話可）してください。ただし、契約締結後（受注後）は、辞退できません。

契約すると

契約することとなった場合は、発注担当課の指示に従い、契約書または請書により契約を締結します。この場合の契約保証金は、原則として免除となります。

契約の履行は、三郷市契約規則、三郷市建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

請負代金支払時期

請負代金は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から40日以内です。前金払・中間払金はありません。

契約関係法の遵守

契約に関して、談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録者が業務に関して不正または不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

問い合わせ先

三郷市 契約課 契約係

電話（直通） 048-930-7767